

広島市告示第137号

令和8年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井 一 實

1 特例措置を採ることができる精神科病院

病院名	所在地	特例措置を採る特定医師の数
広島第一病院	広島市東区戸坂南二丁目9番15号	1名
こころホスピタル草津	広島市西区草津梅が台10番1号	8名
瀬野川病院	広島市安芸区中野東四丁目11番13号	4名

2 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで